

# 衆議院法務委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月27日（水）、第12回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・森法務大臣、義家法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）中曽根康隆君（自民）、浜地雅一君（公明）、串田誠一君（維新）、初鹿明博君（立国社）、山川百合子君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、藤野保史君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中曽根康隆君（自民）

#### （1） 保護司

ア 保護司のなり手確保のためにインターンシップ制度や更生保護サポートセンターを活用する必要性についての法務大臣の見解

イ 地方公共団体の職員が保護司を兼務する取組を全国に普及させる必要性和普及させる上での課題についての法務大臣の見解

ウ 若年層を含む幅広い年齢層から保護司のなり手を確保するための具体的方策

#### （2） 外国人材の受入れ

ア 特定技能外国人の受入れが当初の見込みよりも進んでいない現状とその原因についての法務大臣の見解

イ 地域社会と外国人の共生のための施策についての法務大臣の見解

### 浜地雅一君（公明）

#### 再犯防止対策

ア 満期釈放受刑者と仮釈放受刑者の2年以内再入率

イ 満期釈放受刑者に比べて仮釈放受刑者の再入率が低い理由の分析結果

ウ 帰住地が確保されていないと仮釈放決定がされない仮釈放手続の運用の改善策

エ 仮釈放手続の運用改善を行うための人員及び予算の確保などの体制を整備するために必要な課題

オ 再入率を下げるための仮釈放の積極的な活用も含めた満期釈放受刑者対策についての法務大臣の見解

カ 平成31年3月に公表された協力雇用主に対するアンケート調査から浮かび上がった具体的な課題

キ 出所受刑者等の職場定着率を高めるための具体的な改善策

ク 再犯防止対策をより一層推進するため、保護司のなり手の確保や保護司の活動をしやすくするための具体的な施策を講じる必要性

### 串田誠一君（維新）

#### （1） 親による子の連れ去り

ア 一方の親により子を連れ去られた場合に他方の親が採り得る方策

イ アの場合に関して家庭裁判所に面会交流の調停等を申し立てたときの平均審理期間及び決定された面会交流の回数で一番多いもの

ウ 家庭裁判所の手続を経ないで親が一方的に子を連れ去ることは違法であるか否かについての法務大臣の認識

エ 上記ウが違法であることを前提とせずにハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を締結することの可否

- オ 父母による養育の権利が保障されている児童の権利条約を遵守する義務を負う我が国の法整備は十分であるか否かについての法務大臣の認識
  - カ 面会交流の回数が月 1 回であることが父母による子の共同養育として十分であるか否かについての法務大臣の認識
  - キ 本年 2 月の国連児童の権利委員会からの共同養育に関する勧告についての法務大臣の認識
  - ク 「日弁連六十年」の「わが国では、このような違法な連れ去りがあったとしても、現状を重視する実務のもとで、違法行為がまったく問題とされないどころか、違法な連れ去った者が親権者の決定において有利な立場に立つのが一般である」との指摘についての最高裁判所当局の認識
  - ケ 我が国が子の連れ去り天国であるとの国際的非難を受けていることについての法務大臣の認識
  - コ 我が国が子の連れ去りを違法としないために国民が子の連れ去りを犯罪としている外国で犯罪者とされる危険にさらされているとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 児童相談所による一時保護
- ア 児童相談所による一時保護は憲法第 34 条等の手続を経ない抑留・拘禁として憲法上の問題が生じるか否かについての法務大臣の見解
  - イ 児童相談所による一時保護中に義務教育を受けられない場合は児童の保護と言えるのか否かについての法務副大臣の見解

#### 初鹿明博君（立国社）

- (1) 薬物犯罪
- ア 薬物犯罪は厳罰化により減少するとの見解に対する法務大臣の見解
  - イ 薬物使用者が薬物依存の治療を受ける場合には刑を免除する制度の創設についての法務大臣の見解
- (2) 出入国管理政策懇談会の収容・送還に関する専門部会の議事録の公開予定の有無
- (3) 他人名義の偽造パスポートで入国し 2008 年に不法滞在で強制送還され、2010 年に本人名義のパスポートを使用して再来日したスリランカ人男性について退去強制手続がとられ、2008 年当時のパスポートの名前で入管施設に収容されている事案
- ア 本人名義のパスポートで出国しなければ国籍国が受け入れないとしている中、当該男性の収容がいつまで継続するのかについての法務大臣の見解
  - イ 「拒食中の被収容者への対応について」という平成 13 年の通達に照らせば、当該男性に点滴等の強制治療を受けさせるべき事案であるとの考えに対する法務大臣の見解
  - ウ 入管収容施設において被収容者が病気等になった場合に適当な診療が行われなければ規則違反となることについての確認
  - エ イの通達において、体重減少率が 26%の被収容者については本人が治療を拒否しても強制治療を行う必要があるか否かの確認
  - オ イの通達において、本人が治療を拒否していない場合の対応
  - カ 被収容者が病気等になった場合に、本人が治療を求めた場合の対応
  - キ 国籍国がパスポートと本人が相違ないと認めているにもかかわらず、入管当局が本人の名前と認めない取扱いをする法的根拠
  - ク 上記キの答弁は、入管当局が本人の同一性に疑いがあると判断した場合は、身分事項の認定を争うことができるという趣旨か否かの確認
  - ケ スリランカ大使館から送られた本人名義宛ての郵便物の受取りを拒否する出入国在留管理庁の対応は、領事関係に関するウィーン条約違反ではないかとの考えに対する法務大臣の見解
  - コ 当該男性に対する郵便物や面会を本人名義で受け入れる必要があるとの考えに対する法務大臣の見解

山川百合子君（立国社）

(1) 性犯罪

- ア 「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」の概要及び性犯罪に関する調査結果
- イ アの調査結果と前回までの調査結果との間の傾向の違い及びこれに係る平成29年の性犯罪に関する刑法改正の影響の有無
- ウ アの性被害に関する調査について、前回の調査からの変更点及び変更の趣旨
- エ 性被害の実態把握のため、アの調査とは別に性犯罪に特化した暗数調査を実施する必要性
- オ 法務省において性犯罪の裁判例に基づき実施している被害者が障害を有するか否かという観点にも着目した分析の具体的内容
- カ 障害者の性被害を顕在化させるため、全国の障害者団体や福祉施設、障害者支援施設、性被害に関する相談センター、関係省庁などと協力した積極的な調査を実施する必要性
- キ 実態把握に向けた積極姿勢を示すため、法務大臣自身が被害者の家族や被害者団体、障害者の支援団体などの方々に直接面会して話を伺う必要性
- ク 性被害を受けた障害者に対する協同面接の早期実現に向けた態勢整備の必要性についての法務大臣の見解

(2) 国連人権理事会のUPR（普遍的・定期的レビュー）において我が国が多く勧告を受けていることについての法務大臣の見解

日吉雄太君（立国社）

(1) 内閣総理大臣主催の「桜を見る会」

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨
- イ 暴力団の排除を行う趣旨及び具体的な排除の場面
- ウ 警察庁が把握している具体的な暴力団の排除の取組
- エ 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加していた事実についての警察庁の把握状況
- オ 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加するに至った事実の調査についての今後の方針
- カ 反社会的勢力が行動を起こした場合の警察の対応
- キ 反社会的勢力が行動を起こした場合に対処すべきか否かの見極めについての警察庁の見解
- ク 警察庁が出席者にどのような者がいたかを把握するために招待者名簿の提出を主催者側に要求することの有無
- ケ 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加していた事実についての内閣府の把握状況
- コ 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加していた事実の原因究明の有無
- サ 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加していた事実の原因究明を行う予定の有無
- シ 「桜を見る会」の招待状の発送先が反社会的勢力であったことについての認識の有無
- ス 「桜を見る会」についての今後の見直しの予定の有無
- セ 「桜を見る会」に反社会的勢力が参加していた原因を究明する予定の有無
- ソ 警察庁に招待者名簿を提出し原因究明の協力を行うことについての内閣府の見解
- タ 分類番号が60番台の招待状は内閣総理大臣が推薦した者に発送したのか否かについての確認
- チ 分類番号が60番台の招待状は内閣総理大臣が推薦した者に発送したとの記憶がある者の有無
- ツ 招待状の分類番号の発送先の属性についての混在の有無
- テ 「桜を見る会」は功績・功労のあった者を招待する趣旨であったにもかかわらず反社会的勢力が参加していたことについての法務大臣の見解

(2) 金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の一元化検討の方向性についての金融庁の見解

(3) 社外監査役に会計の知見を有する者を必置とする方向性についての法務省の見解

藤野保史君（共産）

性犯罪・性暴力

- ア 本年4月に始まった性暴力に抗議する「フラワーデモ」が短期間で全国各地に拡大した理由に対する法務大臣の見解
- イ 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の取りまとめを来年の春に確実に行うべきとの考えに対する法務大臣の見解
- ウ 現行刑法第176条及び第177条が13歳未満の者について一律に暴行・脅迫要件を不要としている理由
- エ ウの理由は、13歳未満の者はわいせつの意味を十分に理解できず同意能力にも欠けるためであることの確認
- オ 性的自己決定の能力を欠く者は法的に保護する必要があることの確認
- カ イのワーキンググループにおいて調査している性犯罪の裁判例は、平成30年度までに第一審判決が言い渡された事件であることの確認
- キ カの調査に平成31年度の事件が含まれないことの確認
- ク フラワーデモの契機となった平成31年3月の4件の性暴力被害の裁判の無罪判決をカの調査対象に加える必要性
- ケ 障害者に対する性犯罪・性暴力
  - a 『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書（平成27年8月）の指摘を踏まえ、今後の刑法改正の検討において知的障害などの要件化を検討すべきとの考えに対する法務省の見解
  - b 障害者に対する性犯罪処罰規定を有する国又は州
  - c 性暴力被害者となった知的障害者との面接において円滑に意思疎通できるよう配慮する取組を省庁横断的に進めるために法務省がイニシアチブを発揮していく必要性
- コ 性犯罪被害防止のため、関係職員等の研修や広報などを含めたあらゆる施策を講じていくことについての法務大臣の決意

- 2 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）  
・ 森法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。